

様式第2号（第5条関係）

平成 27年 8月 24日

出張報告書

栗山町議会議長 鶴川和彦様

栗山町議会議員 西崎 忠彦 

このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成27年 8月19日 ~ 平成27年 8月19日まで
- 2 旅行先 札幌市
- 3 目的 北海道大学公共政策大学院2015地方議員向けサマースクール
「空家対策」について
- 4 関係書類 別紙のとおり



日 時	平成 27 年 8 月 17 日 13:00 ~ 15:00
視 察 先	北大 公共政策大学院 地方議員向けサマースクール
調査事項	自治体政策法務の観点からみた空き家対策
対 応 者	上智大学法科大学院長 北村 喜宣
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	1. 押し寄せる苦情と自治体現場 問題となる空き屋の増加 2. 使えない法律、使えない担当課 建築基準法10条3項の応用 3. 条例による制度化における論点 ○法律の範囲内 ○法律からは独立して適用 ○建築基準法10条3項に基づいて運用 4. 空き家対策措置法の概要と特徴 目的 ①地域住民の生命・健康・財産の保全 ②地域住民の生活環境の保全 ③空き家等の活用の推進 仕組み ①実態の把握と調査 ②助言・指導・勧告 ③命令 ④行政代執行 5. 自治体対応 ①条例不使用型 ②条例放置型 ③条例補充型

6 法律実施にあたっての課題

① 特定空家等の認定手続と所有者等への
通知

② 住宅用地特別適用廃止が
もたらす影響

③ 相続放棄事案、所有者不明事案への
対応

④ 専門的技術的支援の必要性

日 時	平成 27 年 8 月 17 日 15:10 ~ 16:40
視 察 先	
調査事項	札幌市における空き家対策の取組
対 応 者	札幌市議会議員 細川 正人 札幌市都市建築指導部 二宮 力
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	1. 制度開始前の準備 ① 空き家現況調査 ・ 建物の危険度について ・ 周辺環境の危険度について ・ 危険度の影響範囲について ② 市内検討会議の開催 ・ 市内横断的な連携体制の強化 ・ 情報共有の仕組みの構築 ・ 相談窓口の創設 ③ 空き家対策検討委員会の設置及び開催 ・ 不適正管理空き家(老朽危険空き家)認定基準 ・ 不適正空き家への対応 ・ 自主的な解消に向けた対策(補助制度や民間事業者等との連携など) 2. 空き家対策法の対応体制等 ・ 認定基準の設定 ・ 判定表(倒壊 建築部材等の飛散等)に基づく対応

。通報相談窓口の設置

3 空家対策法の完全施行後の状況

。空き家の通報・相談件数の増

。対応中の空き家における特定空き家等の割合の数値化

。除却補助制度の新設

日 時	平成 29 年 8 月 19 日 16:45 ~ 19:30
視 察 先	
調査事項	道内市町村の「空き家対策」の アンケート調査報告
対 応 者	北海道大学公共政策大学院 院長 石井 吉春
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	1. 政策課題としての「空き家問題」の現状 「空き家問題」の背景 人口減少・高齢化・所有者及び相続人 不詳 2. 「空き家対策」に対する現状の取り組み ・組織的体制 ・担当部署の一斉化 ・空き家バンクの実施状況 ・「空き家」及び「特定空き家」の把握 ・特定空き家への対応方法 立入調査 → 指導助言 → 取り壊し → 解体費用の助成 → 勧告、措置命令 → 代執行 3. 「空き家条例」による「空き家問題」の取り組み - 解決しない理由 - 所有者不明の場合、物理的、人力的 所有者に資力がない場合 相続されたいの 4. 「空き家等対策特別措置法」による 「空き家問題」の取り組み

「特定空き家」になる前の空家率対策計画策の
現在があるか。任意規定となっている。

任意規定を「空き家条例」に規定しなければ
成り立たない